

橋本市条例第 24号

橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例(平成18年橋本市条例第71号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1・2 略	附 則 1・2 略 <u>(この条例の失効)</u> 3 <u>この条例は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その日までにこの条例の適用を受けているものについては、なお従前の例による。</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。